

毎週火、金曜日発行（但休日を除く）は翌日

鳥取県公報

条の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十八年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

（気高郡青谷町大字井手字下タケ谷三七九ノ二（「次の

図」に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◇公告

電気工事士試験の実施

甲種火薬類取扱保安責任者等の資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六

鳥取県告示第百八十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十

条第一項の規定に基づき、昭和三十八年一月及び二月を実施した肥料の検査の結果を同条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一月～二月)

肥料の種類 保証票添付者 檢査点数 不合格

硫酸アンモニア 宇部興産株式会社 一 ○

過りん酸石灰 株式会社多木製肥所 一 ○

第一種複合肥料 窒素加肥料工業株式会社 五 ○

鳥取県經濟農業協同組合
連合会 東郷農業協同組合
大栄町農業協同組合
社農業協同組合
日本興油工業株式会社 一一〇〇〇〇

鳥取県告示第百八十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地	診 療 科 名	廢止理由	廢 止 年 月 日
前場 医院 倉吉市上福田五〇二ノ二番地 内科、小兒科		開設者死亡	昭和三十八年二月二十一日
厚生 病院 越殿町一、四〇八番地 内科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科		県立病院移管のため	三月三十一日

田本歯科医院 米子市灘町二丁目一七二 歯科
山根整骨院 ノ 角盤町一丁目 施術
新築移転 昭和三十七年二月 二日
移転 昭和三十六年十月 五日

鳥取県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称 所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和三十八年三月 四日 前場 医院 倉吉市上福田五〇二ノ二番地 内科、小兒科 湯川 喜美			
昭和三十七年七月 一日 森田 医院 米子市皆生二五一一番地ノ二 産婦人科、外科、内科 森田 隆朝			
ノ 四月二十一日 田本歯科医院 ノ 立町三丁目一〇〇 歯科 田本 淳			
昭和三十六年十月 五日 山根整骨院 ノ 富士見町二丁目 施術 山根 英師			

鳥取県告示第一百九十一号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準給食設備として次のとおり承認した。

昭和三十八年四月二十三日

(第3種郵便物
可)

00500

昭和38年4月23日 火曜日 鳥取県公報 第3421号 (第3種郵便物
可)

鳥取県知事 石破 一朗 担
名、施称所 在 設地 承認番号 準備給食
米増病院 倉吉市富川町 (食) 第三五号 一般二三病棟 三二床 昭和三十八年三月一日 乙表

鳥取県告示第百九十一号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十
一条第二項の規定により、蚊屋井手土地改良区の定款変更
を昭和三十八年四月十九日認可した。

昭和三十八年四月二十三日

鳥取県知事 石破 一朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和三十八年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり
招集する。

昭和三十八年四月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 稲光 正義

昭和三十八年四月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公
布する。

昭和三十八年四月二十三日

鳥取県知事 石破 一朗

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程(昭和三十二年七月鳥取県教育委
員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「小使」を「自動車整備士」に改め
第六条第二項中「運転手」を「自動車整備士」に改め
第六条第二項中「運転手」を「自動車整備士」に改め
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月
一日から適用する。

2 試験科目

科 目 内 容

電気に関する基礎理論 1. 電流、電圧、電力及び電気抵抗

2. 導体及び絶縁体

3. 交流電気の基礎概念

4. 電気回路の計算

5 昭和38年4月23日 火曜日 鳥取県公報 第3421号 (第3種郵便物
可)

00501

(第3種郵便物
可)(第3種郵便物
可)

公 告

電気工事士法(昭和三五年法律第139号)第5条の規定
による電気工事士試験を次のとおり行なう。

昭和三八年4月23日

鳥取県知事 石破 一朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和三八年6月16日(日曜日)
13時から15時まで

(2) 場所 鳥取市東町1-220 鳥取県庁講堂
米子市加茂町2-16 米子商工会議所

鳥取県 知事 石破 一朗 担
名、施称所 在 設地 承認番号 準備給食
米増病院 倉吉市富川町 (食) 第三五号 一般二三病棟 三二床 昭和三十八年三月一日 乙表

鳥取県 知事 石破 一朗 担
名、施称所 在 設地 承認番号 準備給食
米増病院 倉吉市富川町 (食) 第三五号 一般二三病棟 三二床 昭和三十八年三月一日 乙表

00502

昭和38年4月23日 火曜日 島根県公報

(第3種郵便物司) 第3421号 第3421号 第3421号

- 配電理論及び配線設計 1. 配電方式
 2. 引込線
 3. 屋外配線
 4. 屋内配線
 5. 電気機器、配線器具並びに
 電気工事用の材料及び工具 1. 電気機器及び配線器具の構造及び性能
 2. 電気工事用の材料の材質及び用途
 3. 電気工事用の工具の用途
 電気工事の施工方法 1. 配線工事の方法
 2. 電気機器及び配電器具の設置工事の方法
 3. コード及びキャブダイヤーバルの取付け方法
 4. 接地工事の方法
 一般用電気工作物の検査方
 法 1. 点検の方法
 2. 導通試験の方法
 3. 絶縁抵抗試験の方法
 4. 接地抵抗試験の方法
 5. 試験用器具の性能及び使用方法
 配線図

一般用電気工作物の保安に
関する法令

1. 電気工事士法(昭和35年法律第139号)電気工事土法施行令(昭和35年政令第260号)及び電気工事法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号)
2. 電気工作物規程(昭和29年通商産業省令第13号)
3. 電気用品取締法(昭和36年法律第234号)電気用品取締法施行令(昭和37年政令第324号)電気用品取締法施行規則(昭和37年通商産業省令第84号)及び電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)

昭和38年4月20日から昭和38年5月19日まで

3. 受験手續

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

なお筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第10条第1項各号の1に該当する者であることを証明する書類を添付すること。

- (1) 受験願書 電気工事士法施行規則様式第6による。
- (2) 写真 願書提出前6ヶ月以内に撮影した縦8センチメートル、横6センチメートルで上半身正面を撮影したもので裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。

受験願書の受付期間

5. 受験手数料

1,000円の鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ消印しないこと。

6. 受験票
- 受験票は、願書を受け付けた場合に交付する。
2. 技能試験

筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し実施する。

1. 試験日及び場所

- (1) 日程 昭和38年8月4日
- (2) 場所 鳥取市立川5丁目 鳥取工業高等学校

(第三種郵便物司) 鳥取報公県取鳥日曜昭和38年4月23日 第3421号

2 試験科目

- (1) - 電流の接続
- (2) 配線工事
- (3) 電気機器及び配線器具の設置
- (4) 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法
- (5) コード及びキャブタイヤケーブルの取り付け
- (6) 接地工事
- (7) 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定
- (8) 一般用電気工作物の検査
- (9) 一般用電気工作物の故障箇所の修理

3 受験票

受験票は筆記試験の合格者及び筆記試験を免除されたものに交付する。

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条の規定に基づき、甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験を次のとおり行なう。

昭和38年4月23日

鳥取県知事 石破二朗

1 種別及び試験方法

甲種火薬類取扱保安責任者 (1) 筆記試験
乙種火薬類取締法
一般火薬類

(2) 面接による人物試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和38年5月26日(日曜日) 9時から17時
(2) 場所 鳥取市東町1-220 鳥取県庁講堂
米子市加茂町2-16 米子商工会議所

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。
(1) 受験願書 火薬類取締法施行規則別表第15の様式
による。

(2) 履歴書 火薬類取締法施行規則別表第16の様式
による。

00505

(第三種郵便物司)

昭和38年4月23日 火曜日 鳥取公報 第3421号

- (3) 写真 手札型で出願前6ヶ月以内に撮影した正面半身像で裏面に撮影年月日氏名及び年令を記載すること。
- (4) 戸籍抄本
- 4 受験手数料

- 700円の鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり、消印しないこと。
- 受験願書提出期限 昭和38年5月18日
- 受験票 受験票の願書を受け付けた場合に交付する。